

令和6年第2回九戸村議会定例会会議録

令和6年6月10日(月)
午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 村長の所信表明演述
- 日程第4 議案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)

◎出席議員（12人）

1番	大崎	優一	君	7番	上村	昇	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	11番	高崎	覺志	君
6番	坂本	豊彦	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君	
教	育	長	高橋	良一	君
総務課長兼		中奥	達也	君	
IJU戦略室長					
会計管理者		野辺地	利之	君	
兼税務住民課長					
保健福祉課長		浅水	涉	君	
産業振興課長		川原	憲彦	君	
地域整備課長		関口	猛彦	君	
教育次長		松浦	拓志	君	
地域整備課主幹		上村	浩之	君	
兼水道事業所長					

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局	長	柳平	善行
主	任	山本	猛輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 6 年第 2 回九戸村議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議の宣告（午前 10 時 01 分）

○議長（桂川俊明君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

6 月 10 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案等一覧表のとおり 3 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫議員、坂本豊彦議員、久保えみ子議員の 3 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 1 件、陳情 1 件です。請願については、請願・陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 6 年 2 月分、3 月分および 4 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から令和 5 年度繰越明許費繰越計算書の調製についての提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してまいりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。教育長の登壇を許します。

教育長

（教育長 高橋良一君登壇）

○教育長（高橋良一君） 本日ここに、令和 6 年第 2 回九戸村議会定例会が開催さ

れるに当たり、第1回定例会以降の教育行政に関する執行状況と今後の予定につきまして、主なものを報告させていただきます。初めに小学校の統合準備に関してです。九戸村立九戸小学校の開校に向けて、1年を切りました。教育委員会では、村当局のご理解をいただき、5月1日から前伊保内小学校校長の富田美奈子氏を「学校統合支援員」として任用し、円滑な統合に向けて人的体制を整備させていただきました。統合準備につきましては、統合準備委員会を設置し、六つの部会において検討、準備を進めておりますが、おおむね順調に推移していると考えております。

具体的には、3月の第1回定例会において条例改正をお認めいただき、校名が決定したことを受けて、校歌の作成に取りかかりました。長興寺出身の作家、石野晶先生にお願いした校歌の歌詞については、すでに先生からご提供をいただきまして、今後は曲の作成に移行します。校歌の完成は9月を計画しているところです。校章に関しても、デザインを募集しましたところ、一般から6点、児童生徒から33点の応募がありました。また、新しい小学校で使用する体操服については、保護者のアンケート結果をもとに、サンプルの作成を業者に依頼しているところです。複数のサンプルが取りそろい次第、各学校や村公民館に展示し、投票によって決定する計画としております。統合に伴って必要となる教室の改修については本議会に提案している補正予算においても、盛り込ませていただいております。大きくは、エアコンが整備されていない特別教室。具体的には、図書室、理科室、音楽室、そして通級指導教室であることばの教室。これらにエアコンを整備する工事費。そして、現在の視聴覚教室を間仕切りして、普通教室を二つ確保するとともに、児童数が多い学年の教室については、窓際に立て付けられているロッカーの撤去、落下防止フェンスの設置等を行う工事費を計上させていただいておりますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

今後の予定については、部会での検討状況を取りまとめ、現在まだ結論の出ない課題について方向性を固め、時期を捉えて第1回の保護者説明会を行うべく準備を進めてまいります。

2点目ですが、新年度がスタートした学校の状況についてです。今年度の定期人事異動により、小学校6名、中学校は1名の教諭が転入してまいりました。このうち、新採用教員は小学校が2名となっております。教諭の異動規模は、昨年度より小規模ではありましたが、管理職の異動については、小学校で校長が2名、副校長2名の異動がありました。特にも、統合した九戸小学校として児童を受け入れることとなる伊保内小学校において、校長、副校長が共に替わることになりましたので、教育委員会としても、その側面支援については積極的に関わってまいりたいと考えているところです。管理職も含めた転入者、特に新採用教員については、機会を捉えて面談、授業参観などを実施し、本村が目指す教育を理解し、

実践するよう要請してまいりたいと考えております。

児童生徒の様子を含めた学校の状況については、各校の校長からおおむね順調に新年度のスタートがきれいているという報告を受けております。各小学校で行われた運動会も好天に恵まれ、盛況に実施されました。統合を控えて最後の運動会になるということで、地域の皆さんの感慨もひとしおのものがあつたと拝察するところです。今後も毎月の校長会議で学校と密に情報を共有しながら、児童生徒の健全育成に努めてまいります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に関しては、教育委員会として特別支援教育支援員を小学校には9名、中学校に3名を配置して子どもたちの学びの支援を行っております。特性に応じた児童生徒の教育支援と学校生活支援については、将来の自立と社会参加を見据えながら、一人一人の教育ニーズをきめ細かく把握して、必要な配慮と適切な指導に努めてまいります。

3点目として、中学校の部活動地域移行についてです。少子化の進展や子どもたちのスポーツに対するニーズの多様化、少子化や部活動に伴う教職員の過重負担の解消といった課題に対応するため、教育委員会では、昨年度より部活動の地域移行に向けて取り組んでおります。昨年度は、国の実証事業を活用し、休日における練習や練習試合、大会の引率については、各部活動育成会から推薦のあつた地域の指導者をお願いすることとして、その謝礼を村から支払う取り組みを進めながら、村に競技団体がないソフトテニスの教室や、岩手大学人文社会学部の浅沼道成教授をお招きして、指導者向け研修会および地域移行に向けた講演会等を実施いたしました。その中で、部活動担当の教職員も、休日の活動を地域の指導者になかなか任せきりにできないといった責任感から、休日の練習試合に自ら進んで参加するといったこともあり、休日部活動を完全に学校と切り離すことができなかつた点においては、課題が浮き彫りになりました。

今年度については、昨年度の反省も踏まえながら、新たに岩手県の地域経営推進費を活用して取り組みを進めてまいります。地域指導者への謝金については、保護者の皆さんとの協働により、部活動育成会への助成を通じて支払うかたちに改め、部活動育成会、中学校との連携の下、引き続き休日部活動の地域移行に取り組みながら、総合型地域スポーツクラブの設立も視野に、浅沼教授や岩手県体育協会のご指導をいただき、先進事例の研究を行う計画としております。

継続可能な部活動の地域移行を進めるためには、安定的な指導体制が確立された受け皿の整備が必要であり、少子化が進む現状を踏まえれば、将来的には広域的な連携も不可欠であると考えております。保護者の皆さまをはじめ、村体育協会や競技団体等関係者の皆さまと、課題と目的意識の共有を図りながら、できるだけ早い時期に本村に合った地域移行のかたちを具現化するべく検討を進めてまいります。

最後に、生涯学習事業について述べさせていただきます。学び処ナインズカフェは、順調にスタートしており、おかげさまを持ちまして参加者の皆さまからはご好評をいただいております。

5月11日に行われた本年度第1回目となる九曜塾は、小学生23名、保護者3名の参加の下、有限会社高倉工芸の皆さまからご協力をいただき、村の伝統工芸でもある「南部ほうきづくり」を行いました。参加した子どもたちも、ひもの結び方などに苦勞しながらも自分だけのほうきづくりに挑戦し、「ものづくり」の楽しさを体験できたのではないかと考えているところです。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが下がったとはいえ、感染予防の配慮はまだ必要であり、その他にもクマなど野生動物への細心の注意も必要ですが、地域の歴史や伝統、文化、自然に触れ、この地域の良さを多面的に実感して郷土への愛着心を育む上で、九曜塾の取り組みは意義深いものであると考えておりますので、今後も内容をブラッシュアップしながら事業展開してまいりたいと考えております。

また、5月8日には、村教育振興運動推進協議会総会と研修会が行われております。岩手銀河法律事務所の弁護士で、岩手弁護士会子どもの権利委員会委員長でもある須山通治先生を講師に招き、「子どもの権利」について研修いたしました。子どもの権利条約、こども基本法の制定といった時代の流れの中で、「子どもは弱く、大人から守られるべき存在」という考え方から、「一人の権利主体」とあるという考え方へのマインドチェンジが求められております。子どもの権利を保障し、尊重していく教育の実践は、これから試行錯誤を重ねながら最善の方策を模索していかなければならないだろうと考えますが、われわれ教育行政に携わる者はもちろん、教職員や保護者といった関係者が「子どもの権利とは何か」という共通理解を持つことが、まずは最初の一步であろうと考えます。校長先生方から「学校でも子どもの権利について学ぶ機会を持ちたい」といった声も寄せられましたので、講師の派遣等も行いながらさらに研修を重ねてまいりたいと考えているところです。

以上、学校教育、社会教育ともに今年度の事業がスタートしております。

統合前の最後の年度を迎えるに当たり、各小学校ではそれぞれの学校が受け継ぎ育んできた文化や歴史を振り返り、地域への感謝の気持ちを今まで以上に感じながら、教育活動に取り組んでおります。教育委員会といたしましても、子どもたちの今の気持ちを大事にしながら、新たな九戸小学校においても、九戸村への変わりない郷土愛を育んでいけるよう教育環境の整備に取り組んでまいり所存です。

議員の皆さまにおかれましては、本村のあるべき理想的な教育行政施策の実践に、今後ともご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます、今定例会での教育行政執行状況の報告とさせていただきます。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長（桂川俊明君） これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、渡 保男議員、4番、川戸茂男議員、5番、中村國夫議員の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から6月14日までの5日間であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間に決定いたしました。

お諮りいたします。6月11日および12日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、6月11日および12日の2日間は、議案調査のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いします。

◎村長の所信表明演述

○議長（桂川俊明君） 日程第3、村長の所信表明演述を行います。

村長の登壇を許します。村長

(村長 大久保勝彦君登壇)

○村長（大久保勝彦君） 令和6年第2回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、議長のお許しをいただき、村政運営の基本方針について、所信の一端を申し上げ、村民の皆さまをはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年4月14日に執行されました九戸村長選挙におきまして、村民の皆さまから

ご信任を賜り、第八代九戸村長として村政を担うこととなりました。皆さまから寄せられました心温まるご厚情に対しまして、この場をお借りして、衷心より御礼を申し上げます。加えて、本村は昭和30年に戸田村、伊保内村、江刺家村の3カ村が合併して今年度で69年、来年度は70周年を迎えることとなります。この間、その時々村政課題に向き合い、村民と一体となってむらづくりに取り組んでこられた歴代の村長をはじめ、歴代の議員各位に深く敬意と感謝を表すものがあります。今、こうしてこの場に立たせていただくに当たり、あらためて、村政をつかさどる職責の重さに身の引き締まる思いであり、さらなる村政の発展に向けて、決意を新たにしているところであります。

私は、昭和57年4月に九戸村職員として採用となり、昨年12月末まで、41年9カ月の間、村職員として地方行政に携わり、全ての村民の皆さまが九戸村に暮らしてよかったと思える地域づくり、村民生活の安定と福祉の向上に取り組んでまいりました。また、九戸村で生まれ育ち、地元の自治会や消防団活動を通じて、常に地域や九戸村の将来を見つめてきたところであり、これからも村民と同じ目線で、村民感覚を忘れることなく、九戸村のさらなる発展に尽力することをここにお誓い申し上げる次第であります。そして、第3次九戸村総合発展計画を基本としながらも、村長選挙で掲げた村民の皆さまとの「対話と信頼・納得と共感」の政治姿勢の下、村民の皆さまの声を一つ一つ丁寧にお聴きしながら、三現主義、三現主義は、一つ目として、現場に足を運び、その場を確認すること。二つ目として、現場で手に取り、その物を確認すること。三つ目として、現場をこの目で見て、その事実を知ることの三現主義の徹底と実行力をもって、積極果敢に私の掲げた公約実現に取り組み、九戸村を次のステージに引き上げてまいりたいというふうに考えております。

議員各位をはじめ、村民の皆さまのご理解、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、村政運営に当たって、私が掲げた四つの公約を中心に所信を申し述べさせていただきますと存じます。

まず、村の現状の認識でございます。昨年12月23日の岩手日報に、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所からの将来推計人口が公表され、2020年の九戸村の人口は5,378人でしたが、30年後の2050年の推計人口は2,550人。減少率は52.6%との数値が公表されたところでございます。住民が半数未満になるということは、地域経済の縮小による税収の減、上下水道や道路、学校といった生活基盤の維持が困難になる恐れがあるということでもあります。

私は、この厳しい数字を見たとき、今、まさに九戸村のあり様、地域の姿が大きく変わろうとしている。激動の時代を迎えているというふうに思っております。その他にも少子高齢化の課題など、村政課題が山積している中で村づくりは、

住民との「対話と信頼・納得と共感」の下で、適度なスピード感で村政を進めていくことが、現在の九戸村に求められているのだと思っております。そして、まずは現在、村で暮らしている村民の方々が将来に不安を感じることなく生活ができること。幸せになっていただきたいというふうに考えております。このことから、これまで本村で行われてきました良い制度はさらに充実させ、足りないところ、見直しをすべきところは大胆に見直しをして、すべての村民の皆さまが九戸村で暮らしてよかったと思える村づくり、夢と希望のある村づくりに取り組んでまいります。

私が公約に掲げました、1項目目として、「福祉の里づくり構想を進め、村民の暮らしを守るとともに、保健・福祉・医療」の充実についてであります。

一つ目として、九戸地域診療センターの機能の充実についてでございます。保健福祉の分野につきましては、日ごろからの健康増進と疾病予防対策を行い、村で安心して暮らすことができる保健医療体制を整備し、高齢者や障がい者の方々にも行き届く福祉の充実に取り組んでまいります。地域保健医療の確保対策としましては、地域診療のあり方を検討し、県医療局等との協議を重ねながら、九戸地域診療センターの常勤医の維持および増員、専門医の定期派遣の拡充、リハビリテーション機能の配置、病床復活等を引き続き粘り強く要望してまいります。

二つ目として、歯科診療の誘致・確保についてでございます。歯科医師会等の関係機関と情報交換を行うとともに、誘致・確保策を具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

三つ目として、村内の介護サービス事業者・施設等と連携を図りながら、介護職員の確保・育成を図ることについてでございます。本村の高齢化率は、本年1月末現在で45.7%と昨年同時期と比較して0.8ポイント上昇しております。さらに今後は、高齢化で一人暮らし世帯が増えていくことが見込まれる中で、村民の暮らしをいかに守っていくかが課題となります。

村内の介護サービス事業者からお聞きするには、若い年齢層の介護職員の確保が難しいこと。また、離職率が高い状況から、職員が不足し、利用者様の受け入れが思うようにできない状況が続いているというようなお話を聞いております。経営が民間法人であることから、直接的な関与は難しいわけですが、しかしながら地域福祉の大きな課題として、行政としても何らかの支援策を進める必要があるものと認識しております。このことから、介護サービス事業者・施設等の状況の把握と課題整理を検討しながら、緊密な連携の下に、諸課題に対応してまいりたいというふうに考えております。地域福祉の推進は、関係機関と連携してのネットワークの強化や介護職の確保・育成の取り組みなど、さまざまな活動主体による地域福祉活動の推進が最終的に福祉の里づくりにつながるものと考えており、持続可能な地域福祉の推進を図ってまいります。

四つ目として、ボランティアへの助成・育成を進め、積極的な連携と活用を図ることについてでございます。情報提供や啓発を行うほか、各種のボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。特に健康づくり・保健活動につきましては、自分の健康は自分で守るという意識を広げていくため、地域で活動する保健推進員、食生活改善推進員等の活動を支援し、村民の健康づくりへの主体的な参加を促進してまいります。

五つ目として、老朽化した保育園の環境整備と子育て支援策についてでございます。わが国は、本格的な人口減少社会を迎え、本村においても少子化が急速に進んでおります。本村の出生数は近年、年間20人前後であり、その年によっては10人を下回る状況となっており、これに歯止めをかけることが、地域社会の活力や機能の維持には必要不可欠であると考えております。このため、若い世代が結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの総合的な支援体制の提供に引き続き取り組んでまいります。

老朽化した保育園の環境整備については、戸田保育園は建築後33年が経過し、伊保内保育園も建築後29年が経過しており、施設や設備の老朽化が進み、これに伴う維持修繕の経費が毎年増加しており、持続可能な保育環境の整備とともに施設のあり方を検討する時期を迎えているものと認識しております。今後、関係者の皆さまとの対話を通じて、あるべき姿を検討してまいります。

2項目目として、「教育・文化・スポーツの振興と若者が定着できる教育環境の整備」についてでございます。

一つ目として、令和7年度の村内小学校の統合に向けての取り組みについてでございます。現在、村の統合準備委員会や、それぞれの小学校におきまして閉校事業実行委員会等で協議が進められている状況であります。村としても円滑に統合がなされるように必要な支援を行ってまいります。また、統合後に子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、教育環境の整備を進めてまいります。併せて、来年度は伊保内小学校を除く四つの小学校が閉校となることから、その跡地利用についても早期に関係者との協議を進めて、跡地利用計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

二つ目として、小学校統合後における小中一貫校または義務教育学校の設置構想についてでございます。九戸村教育委員会が令和4年3月に策定いたしました「望ましい教育環境の整備に関する指針」を基本として、関係者との協議の場を早期に設けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。未来の九戸村、日本を背負う子どもたちが伸び伸びと学び、多様な教育を受けることができる教育環境の整備が必要であると考えております。

三つ目として、学校給食に地元農産物を使用するなど、学校給食の充実を図ることについてでございます。子どもたちへの安全な給食を提供することにより、

地元産食材の一層の活用に努め、地産地消の促進と地場産業への一層の理解を深めてまいります。

四つ目として、保育サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援についてでございます。保護者の就業状況などの変化により、0歳児保育、延長保育など保育ニーズが多様化していることから、引き続き保育ニーズに合ったサービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

五つ目でございます。村公民館と支所の機能充実、村民憲章推進運動、社会教育・生涯学習の振興についてでございます。むらづくりは、人づくりという観点から、学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、引き続き各世代に応じた講座を開設するなど、村民自ら学ぶ意欲の向上を図るとともに、社会教育・生涯学習推進の拠点となる村公民館と支所機能の充実に努めてまいります。また、村民憲章推進運動は、明るく住みよい豊かな村づくりを推進する運動であり、「九戸村に住んでいて良かった」と思うむらづくりに通じるものであります。引き続き支援を行ってまいります。

六つ目でございます。スポーツの振興と体育施設の整備・利用促進についてでございます。村民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康・体力の維持増進につながるように、年齢やライフスタイルに応じた各種のスポーツ・レクリエーション大会を開催するとともに、質の高い競技に触れる機会を創出し、スポーツに取り組む意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

七つ目として、文化財の保護、伝統文化の継承、文化・芸術の発展を図ることについてでございます。優れた芸術作品に触れる機会の提供と、村民自らが芸術に参加できる場の創出に努めるとともに、九戸村文化協会と連携しながら、村民の自主的な芸術文化活動を支援してまいりたいというふうに考えております。

3項目目として、「基幹産業である農林業の振興と商工業などの地元経済の振興」についてでございます。

一つ目として、食料自給率の向上対策と村の農業振興策についてでございます。食料自給率の向上対策につきましては、国県に引き続き要請を行ってまいりたいというふうに考えております。村の農業振興策については、本村の基幹産業は第1次産業である農林業でありますことから、地域経済の下支えをする重要な役割を担う農林業の一層の振興を図ってまいります。農業の生産力強化や農村地域の維持・保全には、農地や農業用水などの基盤整備が肝要なことから、国県の事業導入や8割補助である村単基盤整備事業を継続し、農業者の負担軽減を図ってまいります。

畜産振興につきましては、飼料の高騰が続いており、経営は厳しい状況にあります。物価高騰は今後も続くことが想定されることから、現況を見ながら、事業継続に向けて適切な支援を実施してまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備に加え人材育成・担い手の確保、木材の利用促進を図ってまいります。さらには、自伐型林業の推進として、地域おこし協力隊を中心とした環境保全型の森林整備の普及啓発を継続して図るとともに、協力隊卒業後は、本村において自伐型林業経営体として定着・定住できるよう、適切な支援を行ってまいります。

二つ目として、農業後継者、担い手確保などの後継者支援対策についてでございます。生産者の高齢化に対する担い手や後継者の確保、育成が急務でありますことから、時代とともに生産体制を変化させ、魅力ある産業となるよう生産力や就労環境の向上に取り組んでまいりたいというふうに思います。新たな担い手の確保・育成や農地の有効活用が重要でございます。産業振興課および株式会社九戸村総合公社ナインズファームにおいても指導體制の強化を図りながら、引き続き新規就農者の育成や就農者の支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

三つ目として、農地保全管理や農業生産施設の共同施設管理の受け皿づくりについてでございます。農業者の高齢化や後継者不在、若手農業者の不足により耕作ができない離農に直面する農家が増加し、今後の農地の維持が厳しくなると見込まれることから、地域において農地保全管理や農業生産施設の共同管理の仕組み、受け皿の構築を検討してまいりたいというふうに考えております。

四つ目として、商工会等と連携した村中心部の整備と賑わいの創出についてでございます。商工業の振興につきましては、九戸村中小企業・小規模企業振興条例に基づき、地域経済の活性化を図るとともに、各種融資制度による継続的な支援に努めてまいります。また、九戸村商工会が実施する事業に対する支援の継続などにより、魅力のある賑わいのある商店街の振興を推進してまいります。

五つ目として、村の公共工事は、できるだけ村内業者に発注することについてでございます。地元業者の育成の観点と、最近の頻繁に発生する災害復旧対応には地元業者の協力は欠かせないものでございます。地元雇用にも大きく貢献していることから、引き続き村内業者への発注を基本としてまいります。

六つ目でございます。第1次産業に関連した農村型企業誘致と若者の地元雇用についてでございます。人口減少の要因の一つとして、魅力ある職場や職の選択肢が少ないため、進学や就職による多くの若者の転出や、Uターン・Iターンによる転入が少ないことが挙げられております。このため、小学校統合により閉校となる跡地を活用した企業誘致も一つの方法として取り組むとともに、村内事業者の新たな事業展開を支援することにより、若者の流失を抑制するとともにUターン・Iターン者を含めた雇用の創出に努めてまいります。

4項目でございます。「安心して暮らせる地域づくり・地震や災害に備えて各方面での対策」についてでございます。

一つ目として、消防団の機能の充実と村民の防災意識の向上についてでございます。令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、最大震度7の揺れが観測され、建物の倒壊や津波による被害を受けて多くの方々が亡くなりました。また、通信や水道、電気などのライフラインが寸断され、今もなお苦しい避難生活を送られている方々が多くおられます。このような近年の大災害に接し、いつ何時起こるか分からない災害に対して、村でも常に備えておくことが必要であります。このことから、災害が発生した際、地域と密着した消防団員の活動が欠かせないものでございます。消防団の団員確保と村民の防災意識の向上に努めてまいります。

二つ目として、災害ボランティアの養成についてでございます。いつ何時起こるかも分からない自然災害に備えて、ショベルカーなどの重機操作など専門スキルを持つ災害ボランティアの養成について、他の先進事例等を情報収集しながら、養成について検討してまいりたいというふうに考えております。

三つ目でございます。防災・防犯・交通安全対策についてでございます。交通安全の確保につきましては、これまでも関係機関・団体等と協力しながら交通安全の啓発活動や各種対策を講じてまいりました。しかしながら、本年5月11日に村内で交通死亡事故が発生し、交通死亡事故ゼロの6年連続の達成ができませんでした。できませんでした。引き続き、村民一人一人の交通安全意識の醸成に努めながら、交通死亡事故ゼロと悪質な違法行為である飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化してまいります。

また、昨今、全国各地で住家に侵入した凶悪な強盗事件が相次いで発生しております。防犯対策につきましても、二戸警察署や防犯協会等、関係機関・団体と連携を密にしながら、「安全・安心な村づくり」のため、今後ともより一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私の主な公約の項目ごとに、ご説明を申し上げます。私は、村民の皆さまとの「対話と信頼、納得と共感」の下、村民の皆さまと一緒に進める村政の実現が、よりよい村づくりにつながるものだと考えております。村の中に無数にある、さまざまな活動や人を大切にして、そして、九戸村の子どもたちが、ふるさと九戸村に誇りを持ち、誇りに思い、「誰もが住みたい、住み続けたい九戸村」と思う、そういう九戸村を目指してまいりたいというふうに考えております。そのことを踏まえまして、議会との対話を重視し、村民の暮らしに寄り添った村政の実現と、国、県、他市町村との連携、交流を推し進めながら、持続可能な九戸村の実現を目指して頑張ってまいりたいというふうに決意をしております。

結びに、あらためまして、議員各位をはじめ、村民の皆さまのご理解とご協力を衷心よりお願いを申し上げますとともに、本議会に提案いたしました諸議案につきましても、ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、私

の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 村長の所信表明演述が終わりました。

ここで15分間、11時まで休憩といたします。

休憩(午前10時46分)

再開(午前11時00分)

◎議案第1号から議案第3号までの一括上程・説明

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第1号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」から、日程第6、議案第3号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」までの議案3件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」から、議案第3号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」までの3件の提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長(中奥達也君) それでは、議案第1号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の方を九戸村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、九戸村大字山屋第1地割19番地2。氏名は、漆原賢治氏。昭和36年6月16日生まれの方でございます。

令和6年6月10日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、現委員が、令和6年8月4日をもって任期満了となるため、選任しようとするものでございます。

議案第1号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第2号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。令和6年度九戸村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,730万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,589万7,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第1表 地方債補正」によります。

令和6年6月10日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。3ページから4ページの歳出につきましてもそれぞれ増額によります。

ページをめくっていただきまして、5ページが「第2表 地方債補正」となります。地方債補正の追加としまして、過疎対策事業の消防施設整備事業債として、1,380万円を追加しておりますが、緊急防災減債事業の消防施設整備事業債からの振り替えとなっております。地方債の変更は、緊急防災減債事業の消防施設整備事業債を270万円に変更しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、主な項目について説明させていただきます。事項別明細書の3ページをご覧ください。歳入ですが、1款村税、2項1目固定資産税の1節、現年課税分には5,930万1,000円を増額し、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金の1節、現年課税分からは同額を減額としております。これは風力発電施設の償却資産に係る固定資産税で当初予算で計上した科目が誤っており、今回の補正で正しい科目に修正するものでございます。次に、15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金132万2,000円については、児童手当拡充に伴うシステム改修の財源となるものでございます。

4ページに移りまして、上段の16款県支出金、4項1目総務費交付金には、地方創生臨時交付金として7,353万4,000円を計上しております。これは歳出の2款2項2目賦課徴収費に計上している定額減税に係る補足給付および3款1項1目社会福祉総務費に計上している新たに非課税世帯や住民税均等割のみ課税となった世帯に対する物価高騰支援給付の財源でございます。中段の20款繰越金では、8,888万4,000円を計上しております。下段の22款村債、1項6目消防債には、消防施設整備事業債として、290万円を増額計上しております。

次に、5ページの歳出につきましても主な項目を説明させていただきます。まず2款総務費、1項4目財産管理費の14節工事請負費300万円は、議場照明の改修費として計上しております。次の17節備品購入費1,139万4,000円は、村の青色の背の高いマイクロバスが26年を経過し老朽化していることから、これに代わり新たにマイクロバス1台の購入をしようとするものでございます。6目企画費13節のソフトウェア使用料は、AI議事録作成ソフトの使用料として94万6,000円を計上しております。2款2項2目賦課徴収費には、定額減税に係る補足給付の予算として総額5,571万3,000円を計上しております。内容としましては、10節に事務用消耗品費、口座などを確認する書類を送付するための封筒の印刷製本費、11節には通信運搬費と口座振り込みのための手数料、18節では定額減税補足

給付金として 5,400 万円を計上しております。なお、この補足給付金につきましては、所得税から 3 万円、住民税の所得割額から 1 万円を定額減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税しきれない分を 1 万円単位で給付するもので、トータル 1,200 人を対象者として試算し、計上したものです。

6 ページに移りまして、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費については、総額 1,782 万 1,000 円を補正計上しております。これは令和 5 年度から実施している物価高騰支援対策の低所得世帯等支援給付金として、令和 6 年度新たに対象となる世帯を 150 世帯と、児童 50 人を見込みまして、19 節扶助費に給付金 1,750 万円とそれに係る事務費を計上するものでございます。次に、5 目介護保険事業費の 17 節備品購入費 115 万円については、生活支援事業の居場所拠点として、お休み処「ん・だなす」も活用することから、エアコンを設置するためのものでございます。次に、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の 17 節委託料 132 万 2,000 円につきましては、高校卒業まで支給が拡充する児童手当に係るシステム改修分の増額補正となります。3 目保育園費、17 節備品購入費 44 万 9,000 円につきましては、戸田保育園の食器消毒保管庫が故障したことによる増額補正となります。下段、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費の 18 節、31 万 4,000 円につきましては、九戸村食生活改善推進員協議会が第 8 回食育活動表彰農林水産省消費安全局長賞を受賞した記念として、記念誌作成のための補助金を増額補正するものとなります。3 目環境衛生費、10 節の修繕料 100 万 1,000 円は、九戸村斎場の再燃炉の補修等の修繕に係る増額補正となります。

7 ページに移りまして、6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費の 8 節旅費、合計 238 万 4,000 円は、農業委員の視察研修に係る旅費および職員の帯同旅費を計上したものでございます。8 目土地改良総合整備事業費の 18 節負担金補助金及び交付金 132 万 3,000 円については、新たに二つの水利組合に係る基盤整備補助金を計上し、一つの水利組合の計画変更を行ったものでございます。6 款 2 項 2 目林業振興費の 10 節修繕料 269 万円については、林道 4 路線および森林公園内林道の修繕料を計上したものです。同じく 12 節委託料 38 万円は、森林公園登り口の看板が老朽化のため、新たに作成するものでございます。同じく 24 節積立金 307 万円の減額は、林業振興に係る歳出に充てるため積立金を減額するものです。下段の 7 款商工費 1 項 1 目商工業振興費では、12 節委託料にまちの駅の設定保守点検など施設管理に係る経費分として、153 万 7,000 円を追加計上しております。18 節負担金補助及び交付金には、村内経済の活性化を図るために九戸村商工会が行う各種消費喚起事業に対する補助金を総額 800 万円新規計上しております。

8 ページをご覧ください。24 節に計上しました商工振興基金積立金 1,000 万円は、中小企業金融対策利子補給事業の原資となるものですが、基金が枯渇することから今回積み増しを行うものです。2 目公園費の 14 節工事請負費 567 万 3,000

円は、ふれあい広場に設置しております遊具の老朽化が進み危険であることから撤去し、新たな遊具を設置するための工事費となります。3目総合公社運営事業になりますが、10節修繕料314万3,000円につきましては、オドデ館レストランの浄化槽不具合部品の交換およびふるさとの館の水回りとエレベーターの修繕等に係る経費を計上しております。12節の道路補修等業務委託料147万9,000円は、オドデ館正面付近の通路部分が傷んでいるため補修を行うものです。17節備品購入費280万3,000円は、甘茶工場で稼働しております乾燥機2台のうち、老朽化が著しい1台を更新するものとなり、その上の14節工事請負費はそれに関連しますが、乾燥機の設置に必要なガスの配管と電気設備の工事費となります。次に8款土木費、1項1目土木総務費の17節備品購入費の18万2,000円は、現在使用中の土木積算システム用のパソコンを更新するものでございます。8款2項2目道路維持費の10節需用費の76万5,000円は、除雪ドーザー用のタイヤチェーンの購入費用でございます。12節委託料の増額は、委託作業料を増加するもので、村道草刈り作業委託料は118万円の増額、道路補修等業務委託料は、588万5,000円を増額補正するものでございます。下段の9款消防費、1項3目消防施設費の12節委託料275万円は、全国瞬時警報システムであるJアラートのアンテナ設備を更新するものでございます。

9ページに移りまして、同じく3目消防施設費の17節備品購入費29万7,000円は消防団員安全装備品整備事業として、ヘッドライトを各分団に配置するものです。続きまして、10款教育費です。中段の2項1目学校管理費の14節工事請負費に1,368万6,000円を追加しております。これは統合小学校の校舎となる伊保内小学校で、現在エアコンが設置されていない図書室、理科室、音楽室と言葉の教室にエアコンを設置するための工事費として、1,166万1,000円。現在の視聴覚教室を間仕切りして、普通教室を2部屋確保するために必要な改修工事費として、120万8,000円。教室の窓際にある立て付けのロッカーを撤去して部屋を拡張するための工事費として、81万7,000円を計上しております。次に、3項1目学校管理費の12節委託料に634万4,000円を追加しております。これは、九戸中学校のコンピューター教室の端末機器が更新年度を迎え、これらの機器の更新とともに生徒数に不足している端末を追加するための業務委託料でございます。続きまして、6項2目体育施設費の10節需用費82万3,000円は、体育センターステージの照明器具を交換するための修繕料となっております。

10ページに移りまして、6項3目学校教育施設費の12節委託料165万1,000円は、給食センター臨時職員3名の期末手当、勤勉手当支給のための人件費増に伴って委託料を増加するものでございます。最後になりますが、17節備品購入費284万4,000円は、学校給食で使用している食器類が使用から5年を経過したため、その更新を行う費用となります。

議案第2号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第3号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593万7,000円とするものでございます。第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和6年6月10日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。歳入につきましては2ページに、歳出につきましては、3ページに記載のとおり補正するものでございます。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、こちらで説明させていただきます。事項別明細書3ページをご覧ください。歳入でございますが、5款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金を16万6,000円増額計上しております。次に、4ページの歳出ですが、1款財産区費、1項2目の10節需用費に山管理用品の購入費として、16万6,000円計上しております。

議案第3号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

- 議長(桂川俊明君) 以上で日程第4、議案第1号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」から日程第6、議案第3号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」までの議案3件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議については、議事運営の都合上、6月14日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。なお、次の会議は、6月13日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

- 議長(桂川俊明君) 本日は、これで散会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会(午前11時24分)